Ⅱ　第１表（施設表）作成要領

本表は被検査施設について，その概要を表示する表である。

(1) 施　　設　　名	○医療法に基づき許可を受け，又は届出を行っている名称を記入する。
(2) 開 設 年 月 日	○医療法施行規則第４条第３項又は医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号）第４条の２第１項に基づく届出に記載された開設年月日を記入する。
(3) 所　　在　　地	○郵便番号及び住所（番地まで）を，正確に記入する。
(4) 電　話　番　号	○代表番号を市外局番から記入する。
(5) 管 理 者 氏 名	○医療法施行規則第４条第３項又は医療法施行令第４条の２第１項に基づく届出に記載された管理者氏名を記入する。
(6) 開　　設　　者	○許可を受け，又は届出を行っている者の名称を記入する。
(7) 診 療 科 名	○標榜している診療科名を記入する。
(8) 許可病床数及び１日平均入院患者数	○病床数の欄には，医療法第７条の規定に基づいて許可を受け，又は第８条により届け出ている病床数を記入する。 ○「療養」欄には，医療法第７条第３項の規定により設置許可を受けている療養病床の病床数を記入する。 ○「１日平均入院患者数」の欄には，年度間の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。（小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位まで） ・入院患者延数とは，年度間における毎日２４時現在に在院している患者数を合計した数である。
(9) １日平均外来患者数	○「１日平均外来患者数」の欄には，年度間の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。（小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位まで） ・外来患者延数とは，年度間における毎日の新来，再来，往診，巡回診療及び健康診断の数を合計した数をいう。 ・同一患者が２以上の診療科で診療を受け，それぞれの診療科で診療録（カルテ）が作成された場合は，それぞれの診療科に計上する。 ・入院中の患者が，他の診療科で診療を受け，その診療科で診療録（カルテ）が作成された場合は，その診療科の外来患者として計上する。
(10) １日平均調剤数	○調剤数については，年度間の入院及び外来別の調剤延数をそれぞれ暦日及び実外来診療日数で除した数を記入する。（小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位まで） ○１枚の処方せんに２処方以上記載されている場合の調剤数は，原則として記載されている処方数とする。

(11) １日平均外来患者に係る取扱処方せん数	○処方せんの数については，年度間の外来患者に係る取扱処方せんの数を実外来診療日数で除した数を記入する。（小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位まで） ・「外来患者に係る取扱処方せん」とは，院内の調剤所で薬剤師が外来患者に投与する薬剤を調剤するため必要な文書等を指し，その名称の如何を問わないものであり，患者に院外で調剤を受けさせるために交付する処方せん（院外処方せん）を含まないものである。
(12) 従　業　者　数	○担当させている業務内容が２以上にわたる場合は，その主たる業務内容によってその該当欄に計上する。 また，看護師及び助産師の免許を併せて有する者については，現に主として行っている業務内容により，そのいずれか一方に計上する。 ○「医師」，「歯科医師」欄については，医師（歯科医師）の免許を有し，診療に従事する者（研修医も含む。）の数を，それぞれ常勤又は非常勤の欄に計上し，「薬剤師」欄以降の各欄についても同様に常勤，非常勤別に計上する。 ○「薬剤師」，「看護師」，「准看護師」，「栄養士」，「診療放射線技師」，「理学療法士」，「作業療法士」欄については，それぞれの関係法による免許を有する者の数を計上する。 ○「看護補助者」欄には看護師（准看護師を含む。）の免許を有しないで，医師又は看護師の監督指示に基づき，看護の補助として介護にあたる者の数を計上する。 ○「助産師」，「診療エックス線技師」，「臨床検査技師」，「衛生検査技師」，「臨床工学技士」，「視能訓練士」，「義肢装具士」，「言語聴覚士」，「精神保健福祉士」，「歯科衛生士」及び「歯科技工士」欄については，それぞれの関係法による免許を有する者の有無を記入する。 ○「その他」欄については，上記以外に何らかの免許等を有する者であって特に記載する必要があるものがいる場合，職名及び有無を記入する。 ○「常勤換算後」欄には，医師，歯科医師，薬剤師，看護師，准看護師，看護補助者，栄養士，診療放射線技師，理学療法士，作業療法士の非常勤者について，常勤換算した数を計上する。
(13) 設　備　概　要	○設備概要については，有・無を記入する。 ○「１．手術室」欄で有の場合は，「室・床数等」欄に設置室数を記入する。 ○「２．臨床検査施設」とは，喀痰，血液，尿，ふん便等について通常行われる臨床検査のできる施設をいう。 ○「５．給食施設」とは，入院患者のすべてに給食することのできる施設をいう。 ○「８．機能訓練室」とは，機能訓練を行うために必要な器械，器具及び十分な広さを有している施設をいい，「室・床数等」欄には，療養病床の許可を受けた診療所で当該病床に係る機能訓練室の面積を記入する。 ○「１０．食堂」の「室・床数等」欄には，療養病床の許可を受けた診療所について当該病床に係る食堂の面積を記入する。 ○「１８．医薬品情報管理室」とは，医薬品に関する情報の収集，分類，評価及び提供を行う機能を備えているものをいう。 ○「２２．診療用高エネルギー放射線発生装置」とは，１メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線又はエックス線の発生装置をいう。

○「２３．診療用粒子線照射装置」とは，陽子線又は重イオン線を照射する装置をいう。
○「２４．診療用放射線照射装置」とは，密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が３．７ギガベクレルを超えるものをいう。
　骨塩定量分析装置，ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ又は輸血用血液照射装置については，それぞれ装備する放射性同位元素の数量が３．７ギガベクレルを超えるものであっても，放射性同位元素装備診療機器として届け出たものは，この欄ではなく，「２６．放射性同位元素装備診療機器」の欄に記入することとなるので注意する。
○「２５．診療用放射線照射器具」とは，密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が３．７ギガベクレル以下であり３．７メガベクレルを超えるものをいう。
　骨塩定量分析装置，ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ又は輸血用血液照射装置については，それぞれ装備する放射性同位元素の数量が３．７メガベクレルを超えるものであっても，放射性同位元素装備診療機器として届け出たものは，この欄ではなく，「２６．放射性同位元素装備診療機器」の欄に記入することとなるので注意する。
○「２６．放射性同位元素装備診療機器」とは，密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器で厚生労働大臣の定めるもの（昭和６３年厚生省告示第２４３号）をいう。
○「２７．診療用放射性同位元素」とは，密封されていない放射性同位元素であって薬機法に基づく放射性医薬品をいう。
○「２８．陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」とは，密封されていない放射性同位元素であって，陽電子放射断層撮影装置による画像診断（ＰＥＴ検査）に用いるものをいう。この場合，放射性医薬品であるか否かを問わず，医療機関に設置したサイクロトロン装置により製造されたものを含むことに注意する。
○「２９．ＣＴスキャン」欄には，エックス線装置の中のＣＴスキャンの有・無を再掲する。
○「３０．血管連続撮影装置」とは，エックス線透視をしながら上肢又は下肢の血管から挿入したカテーテルを，心腔又は血管内に進めて，内圧測定や採血（血液の酸素含量の測定など）を行い，同時に造影剤を注入してエックス線撮影ができるようにした機器をいい，エックス線装置の中の血管連続撮影装置の有・無を再掲する。
○「３４．滅菌装置（オートクレーブ等）」とは、患者に使用した器具等に付着した増殖性を持つあらゆる微生物（主に細菌類）を完全に殺滅又は除去する状態を実現するために用いる装置をいう。

(14) 業　務　委　託

○業務委託とは，医療機関の行う業務の一部を外部の専門業者に委託する場合をいい，該当の有・無を記入する。

(15) 建物の構造面積・敷地の面積

○「建物」については，現有の建物の構造ごとに建築，延面積を記入する。

	○「土地」については，病院の敷地の面積を記入する。（小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位まで）
(16) 医療法に基づく許可の状況	○医療法に基づく許可の状況については，許可を受けている項目に許可年月日等を記入する。